

# ジャパングラブ

NEWS LETTER

Japan Club : 1759 Sutter Street #203, San Francisco, CA 94115 • Tel: 415-931-9424 • www.jc-sf.org • jc-sf@sbcglobal.net

## 5月度理事会議事録

### 今年度の催事予定を具体的に検討・決定する

5月の理事会は、5月7日(水)6時30分から6名の理事の参加のもと開かれました。討議内容は下記の通りです。

#### 2008年度の催事予定について

##### 1) ジャパングラブ・講習会

ジャパングラブ会員でもあり、ジャパンセンター紀伊国屋ビルでアキュパンクチャーを開業しているガワー有子さんによる「気の力と免疫力」と題した講習会を5月20日(火)、午後6時からジャパンセンターユニオンバンク社交室で開かれます。(説明記事参照)

##### 2) ジャパングラブ・ゴルフ大会

ウイローパーク・ゴルフ場で6月29日(日)開催  
9時30分集合、10スタート、会費は \$65.00。  
申し込みはジャパングラブ事務所迄、  
又ご質問等は大会副会長迄

##### 3) 第14回ジャパングラブ総会

7月20日(日)桑港寺地階ホールにて開催  
午後5時から総会を開催、同6時から懇親食事を開く  
会費は食事代として一人 \$20.00程度を予定、人数に余裕があれば一般の人の食事会のみ参加も考慮する。  
詳細はさらに6月の理事会で討議して決める。

##### 4) ピクニック

マックニヤール・ビーチで8月24日に開催  
昨年同様楽しいピクニックが期待できそうです。

#### ジャパングラブ・ホームページの案内 (浦田理事)

杉井清昌氏 IS研究所 所長(セコム)と甘利 康文氏(同じく IS研究所グループリーダー)のご好意で第1回「安心への方法論」で安心に至るための3つの方策について、それに続く2回目「安心の正体」で「安心とは何か」について、それぞれお伝えしてきましたが。最終回の今回は「セキュリティとは一体何か」について書いていただいております。今月号のニュースレターには紙面の関係で全文を掲載できませんので2回に分けて来月号に続きを掲載します、尚、早く見たい方はジャパングラブ・ホームページにアクセスすれば見る事が出来ます。

#### 事務局からのお知らせ

6月の理事会は6月4日(水)午後6時30分、日米会会議室にて開きます。  
5月1日 現在の会員数は69名です

#### 在サンフランシスコ日本総領事館 山口一義首席領事 離任

在サンフランシスコ日本総領事館 首席領事 山口一義さんは5月1日付けで外務省への帰任が決まり、6月12日帰国されます。(帰任後のポストは未定)

山口さんは首席領事として4年3ヶ月当地で活躍され、その間、在留邦人や日本人の安全確保のため日本企業、日本人、日系人団体などの代表者による「海外安全対策連絡協議会」を立ち上げ、テロや自然災害などから安全を守る為の対策会議をおりにふれて開催する等、邦人保護活動に熱心に取り組んでこられました。

ジャパングラブの活動にも理解をされ、新年会、ゴルフトーナメントなどの催しに積極的に顔を出されて会員から親しまれていました。尚、山口さんの後任には、中国大使館瀋陽(シンヨオ)総領事館から光岡英行さんが発令され、6月上旬着任の予定。

新首席領事の光岡さんは中国語のスペシャリストとの事ですがホノルル、ヒューストンの米国内の日本総領事館に勤務された経験があり、米国は3回目の任地となります。

#### 在サンフランシスコ日本総領事館 小川康弘領事 着任

糸井清領事転出の後任として、ジャカルタ日本総領事館から小川康弘領事が先月21日、在サンフランシスコ日本総領事館に着任され、さっそく住居の選定や業務引き継ぎなどを終え通常勤務に就かれております。



「アメリカは3年前仕事で2日間ニューヨークに行った以外全く未知の国で、無事大役がこなせるか如何との不安と戸惑いがあるのが実感です、インドネシア勤務中かつて当地で勤務されていた福屋宏司総領事の下で働いていましたが折にふれサンフランシスコの話は聞いておりました、来てみて噂に違わぬ素晴らしい場所だと確信しました。」

と話され、明治大学卒業後外務省にはいりインド、カンボジア、フィリピン、インドネシアなど東南アジア諸国5ヶ国の方に勤務したのは自分の志望であったとの事。

マニラ勤務中結婚したフィリピン女性の奥様との間の9歳のお嬢さん、6歳の息子さんも今月中旬にはディリーシーターの生活に落ち着かれ、一家そろっての初めてのアメリカ生活がスタートです。

#### 「気の力と免疫力」講習会

ジャパングラブでは、ジャパンセンター紀伊国屋ビルでアキュパンクチャーを開業しているガワー有子さんを講師に「気の力と免疫力」と題して講習会が下記の通り開かれます。

- ・講習日: 5月20日(火)
- ・時間: 午後6:00から
- ・場所: ジャパンセンター・ユニオンバンク社交室
- ・参加費: 無料

受講希望者及びお問い合わせは福光 (415) 931-4558 又は古田 (650) 341-7857 迄ご連絡ください。

# 「米国市民権」-「永住権」どちらが良いのか?

最近ジャパンプラブの複数の会員の方々から、今後もこの国でずっと生活するつもりなので市民権をとろうと思うが、現在の永住権のままいるのとどちらが良いかとの問い合わせが寄せられているので専門家の説明を交えて市民権を取得した場合のメリット、デメリットについて掲載しますが選択はあくまでもご本人ですでご参考に。

米国も日本も二重国籍を認めていないので永住権を持っているとしても、どちらかの国籍を持つ事が義務付けられています、まず原則的に米国市民権を取得する条件は、永住権（グリーンカード）を持ち5年以上米国で生活している人となっています。ジャパンプラブでは14年前の創立時には全会員が日本国籍を持つ永住者で構成されていましたが、時代の流れとともに市民権を取得する会員が増加したため2006年の総会で定款の一部、会員資格について「現在又は元日本国籍を保有し、…」と改正しております。

まず市民権を取得した会員にその理由を尋ねたところ「結婚相手とか子供の呼び寄せのため」とか「相続税の課税面で市民権をとっておいた方がよい」等を挙げられた方もいますが、やはり「もう日本での生活に戻る可能性も無いなら米国市民になっていた方が道理に合っている」と言われる方が大多数でした。そこで市民権をとった事によるメリットについては「選挙権が得られる、米国のパスポートがもらえる」くらいでしたが、面倒な面では Jury Duty いわゆる陪審員として指名されると、米国市民の義務が課せられるのは一寸嫌ですが、…との事。

税理の専門家は「確かに市民権を持ったからと言ってメリットは少ないかもしれないが、大きな資産、財産を持っている人は市民権を持っていればかなり高額（100万～200万ドル）までの一定額以下の相続税が免除されるが、遺産を受け取る人が永住権者の場合は控除額が少なく、金額によっては30～40%も課税される可能性があるその点市民権を持っていた方が得策です」又、一部に言われている生活保護が市民権の人以外には受けられないと云う法律は1996年に制定されましたが、現在は改訂され永住者でも10年以上税金を支払った人、即ちソーシャルセキュリティ（SSA）がもらえる資格のある人は生活保護の申請が出来るようになっていきます、又 SSA を受給できる人へのメディケアーなどのベネフィットも同等ですし、ブッシュ大統領が景気刺激策として打ち出し今月（5月）から支払いが始まった還付金も市民・永住者の差別無く行われます。

米国市民権を取得した人が事情があって再度日本国籍に戻る事は多少面倒な手続きがあるものの可能ですが、3ヶ月以上日本国内に旅行や仕事の関係で滞在する場合は VISA を取る事と、日本国内で居住する市町村を管轄する役所に保証人名と共に外人登録をする必要などのデメリットはあります。

以上現在の米国国内法による説明でしたが、法律はいつ又変わるかも判りません永住権で滞在している人は、いつ不利な法律が出来るか判りませんのでその点注視している事が必要でしょう。

## 「完全デジタル化」 準備はできていますか?

2009年2月18日から  
あなたのテレビは見られなくなる???

米国政府は、2009年2月18日からアナログ放送を終了し、地上放送を完全デジタル化する。このため従来のアナログテレビを引き続き使用する為にはデジタル対応受信機の設置が必要となります。

政府はこの受信機の購入割引券を一世帯に二枚、提供している。受信機の価格は50~70ドルで、大手家電量販店（ベストバイ、ラジオショックやウォールマート）等で販売していて、割引券（40ドル）を使うと10~30ドルで購入できる。ただしこの割引券の有効期間は割引券が郵送されてから90日間となっている。

割引券の申し込みは、下記の通りです。

ウェブサイト <http://www.dtv2009.gov/ApplyCoupon.aspx>  
電話 (888) 388-2009  
郵送の場合 US Department of Commerce  
POBox 2000, Portland, OR 97208-2000

## 連載第3回: セキュリティとは一体何か 安心に至るための基点

本連載では、第1回「安心への方法論」で安心に至るための3つの方策について、それに続く2回目「安心の正体」で「安心とは何か」について、それぞれ考えてきました。最終回の今回は、本連載の本丸である「セキュリティ」について考えてみます。

昨今の体感治安の悪化、組織からの情報漏洩、新しい法律の制定などをきっかけとして「セキュリティ」という言葉が、これまで以上に使われるようになってきています。この、セキュリティとは一体どういう概念なのでしょう? もともとは、「心配(cure)から離れている(Se-)」という意味なのですが、いろいろな日本語の辞書で、セキュリティを引くと「安全」「保安」「防犯」「安心」「保護」「防衛」・・・など出ているのみで、ぴったりとした定義がありません。

米国では9.11同時多発テロをきっかけとして「Department of Homeland Security」が設置されましたが、このDHSの役割を的確に表す適切な日本語訳は未だに見たことがありません。これはセキュリティ(Security)という言葉のもつ曖昧性から来ているものと考えます。セキュリティという言葉には、明らかに安全や安心とは違う概念が含まれています。サンフランシスコ講話条約と時を同じくして締結された日米安全保障条約(呼称)では、英文の名称「Treaty of Mutual Cooperation and Security between the United States and Japan」に含まれているSecurityという言葉に対して「安全保障」という訳語をあてています。このような訳を与えることで、「安全」とは違うニュアンスを表現しようとしたのでしょう。

私たち、セコムIS研究所セキュリティコンサルティンググループでは、このセキュリティという言葉に対し「オペレーション(日々の営み)が、運営主体によってあらかじめ定められたプランにのっとって運営され、理由のいかんによらず、それが阻害されないこと」という定義を与えています。

6月号に続きます